

訪問看護及び介護予防訪問看護

訪問看護ステーションいと 運営規程

(事業の目的)

第1条 合同会社ハビリスが開設する訪問看護ステーションいと(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- | | |
|---------|-----------------------|
| ① 名 称 | 訪問看護ステーション いと |
| ② 所 在 地 | 熊本県天草市亀場町亀川 142 番地 11 |

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1)管理者1名

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2)看護職員2.5以上(常勤職員、非常勤職員)

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

(3)理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上(常勤職員)

理学療法士等は、医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して、リハビリテーションを中心としたサービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、リハビリは国民の祝日は休みとする。また、8月13日から8月15日、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。
- ③ 必要に応じて当該業務日及び業務時間以外においても業務を行うものとする。

※大型連休や利用者様に何らかの不利益が生じてしまう恐れがある場合、以下の条件を満たした上で営業日以外に営業する場合あり。

- ・法令で定められた人員配置基準及びその他の運営基準を満たす
- ・事前に利用者様（家族）及び関係事業者へ周知する。

(訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は次の通りとする。

- ① 訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常生活の維持・回復を図るとともに、在宅医療を継続できるように支援するものである。
- ② 訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ 認知症患者の看護
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導
- ⑧ カテーテル等の管理
- ⑨ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。ただし、法定代理受領サービス以外の訪問看護の料金は、全額自己負担となる。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり50円を徴収する。

3 第二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の実施地域は、天草市とする。ただし、牛深地域、御所浦地域については実施地域外とする。

(個人情報保護)

第10条 ステーションは、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 ステーションの従業員であったものは退職後も正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を得て、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を得なければならない。

(緊急時等における対応方法)

第11条 看護職員等は、訪問看護の実施中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。ただし、主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 看護師等は前項について、然るべき処置をした場合、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(苦情処理)

第12条 ステーションは、提供した訪問看護の内容に係る利用者及びその家族からの苦情に関し迅速かつ適切に必要な対応を行う。

2 ステーションは、前項の苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 ステーションは利用者、その家族が申立て等を行ったことを理由として、利用者に対し何らかの不利益な扱いをしてはいけない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① ステーションにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、看護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ② ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ ステーションにおいて、看護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに通報するものとします。虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 五通 寛太郎

(その他運営についての留意事項)

第14条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ② 採用時研修
 - ③ 継続研修
- 2 ステーションは訪問看護等に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社ハビリスの代表社員とステーション管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和8年1月5日から施行する。